

「檀原最低賃金相談支援コーナー」開設と「中小企業相談支援セミナー」のご案内

●「檀原最低賃金相談支援コーナー」開設（無料）

公益社団法人 檀原市経済倶楽部（檀原市久米町652-2・檀原市商工経済会館内）では厚生労働省の委託を受けて「檀原最低賃金相談支援コーナー」を開設致しました。最低賃金の向上に向けて、2020年度までの出来る限り早期に最低賃金800円を確保しようと政労使代表が昨年6月に合意しました。

労働人口の減少という中小企業が直面する問題に対し、中長期的に企業を安定的に成長させるには「人材」の確保が大切です。労務管理の側面から最低賃金を考えましょう。賃金引き上げのためには経営改善や生産性向上とともに労働条件・就業規則の見直し等が必要になります。

そこで最低賃金の引き上げにより、大きな影響を受けると思われる中小企業主の皆さんに、経営面と労務面の相談についてそれぞれの専門家のワン・ストップで対応する無料の相談窓口です。

※ 賃金問題のみならず労務問題全般・経営問題全般等の諸問題に無料で対応します。

お気軽にご利用下さい（来訪・企業訪問・電話可）電話・FAX 0744-28-4600（専用）

●「中小企業相談支援セミナー」のご案内（無料）

このセミナーでは「人材確保」の方策について、就業規則や賃金規程の見直し、又、それに対する助成金の案内等を、わかりやすく解説します。

記

1. 日時 平成23年10月14日（金）午後1時から3時（個別相談：午後3時から4時）
2. 場所 奈良ロイヤルホテル（奈良市法華寺町254-1）
3. 申込・詳細 奈良県社会保険労務士会 電話 0742-35-9100
公益社団法人 檀原市経済倶楽部「檀原最低賃金相談支援コーナー」
電話 0744-28-4600（専用）



新助成金コーナー

業務改善助成金のご案内

（中小企業最低賃金引上げ支援対策費助成金）

中小企業事業主の皆様の業務改善の取組を助成金で支援します。

支給の要件

- 事業所内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、実施すること。
※ 1年当たり賃金引き上げ額を就業規則等で明記し、40円以上とすること。
- 業務改善計画
申請年度の業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備器具の導入、研修等）に係る計画を作成し、実施すること。
※ 業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）
※ 賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給。
※ 業務改善措置は交付決定後に実施したものに限り。

相談・お問合せ 奈良労働局 労働基準部賃金室・電話 0742-32-0206（賃金室）



公益社団法人 檀原市経済倶楽部「檀原最低賃金相談支援コーナー」・電話 0744-28-4600（専用）

王寺町商工会

OTI週末大市

開催日時：平成23年10月29日（土）午前10時～午後3時

開催場所：王寺町役場 横駐車場

催し物：地元物産展示即売会

（野菜・テフロン加工製品・ニット製品・和菓子・だるま焼・こんにやく・豆腐 等 予定）



商工会青年部ライブコンサート
王寺ベルカード大抽選会



売切れ御免



お問合せ先
王寺町商工会 TEL0745-72-5105